

論文の要約

ふりがな 氏名	はしもと きよみ 橋本 聖美
論文題目	病院の保有する患者情報に関する法制度と管理の実証的研究 — 日独の比較を通じて —
<p>論文の要約</p> <p>本研究の目的は、病院において患者情報がどのように取扱われ、その患者情報の取扱が法制度によってどのように規律されているのかを明らかにしたうえで、法制度の下で病院が患者情報の管理のためにどのような体制整備を講じることができるのかについて論じることにある。具体的には、患者情報と密接な関りを有する患者のプライバシーや個人情報の保護に係る病院の体制整備の状況について、自治体病院の取組から病院の取扱う患者情報に関わる法制度が病院にとってどのような問題を生じるのか、そして病院はその問題に対して、どのような措置を講じることができるのかについて検討することにある。その考察にあたっては、個人情報や患者情報の取扱につき先進的なドイツと比較しながら検討を試みる。</p> <p>この議論は、次の三つを背景としている。第一に「患者中心の医療」の実現、第二に病院経営の見直し、第三に患者情報の管理に関わる国と地方の二層的な法制度の構造である。第一の点において、病院が患者情報を管理していくうえで、病院と患者を上下の関係に捉えるのではなく、病院が患者のためになることを志向して、病院がどのようにして主体的に患者情報を取扱っていくのかという視点が大切である。第二の点において、病院経営の見直しでは、病院は経営改善のために委託によって患者情報の処理を行うことも多く、業務の効率化が患者情報の保護にとって課題を生じる結果となっている。第三の点において、法制度上の措置や医療の発展において地方自治体における地域保健の果たす役割の大きさを看過することはできず、地域保健制度と絡み合っ、国並びに地方自治体の二層的な法の仕組みが構築されていることを踏まえなければならない。</p> <p>本研究の考察は次の三つの方法によって行っている。第一に、全国の自治体病院を対象として行った質問紙調査から、患者情報とのかかわりを有する患者のプライバシーの保護や個人情報の保護に関する病院の取組状況を把握し、そこから病院の取組や体制整備の課題を明らかにしている。第二に、第一の点において明らかになった病院の課題を踏まえ、わが国の患者情報の取扱に係る法制度がどのような仕組みになっており、それが病院の患者情報の管理に関してどのような問題を生じさせるのかを明らかにしている。第三に、第一および第二の課題を踏まえ、病院は現在の法制度の下でどのように取組を改善していくことができるのかについて、プライバシーや個人情報保護に係る法制度において世界的にも先進的なドイツの病院における取組や法制度と比較することによって、その改善策を導き出している。</p> <p>本研究の構成は次の通りである。序章、第一部第一章および第二章、第二部第四章および第五章、終章で構成されている。第一部第一章は、患者情報、プライバシー、個人情報に関する法制度の下で病院がどのような取組を行っているのかについて、全国の自治体病院を対象にした質問紙調査を基にして、その体制整備の状況を明らかにしている。それを踏まえ、患者情報の管理のための組織はどうあるべきかについて、組織に関する理論を手掛かりとして考察している。</p>	

第一部第二章は、わが国の病院における患者情報の保護に係る法制度の全体像を明らかにし、その問題点を考察している。その際に、国に先行して個人情報保護条例を制定した地方の展開に着目し、地方の条例として北九州市の個人情報保護条例を取り上げ、地域の実情に合わせた個人情報保護の仕組みが条例においてどのように構築されているのかを明らかにしている。また、個人情報保護の取扱いの相談対応や監督の役割を担う個人情報保護委員会の組織について検討している。

第二部第三章では、患者情報や、プライバシー、個人情報の保護に先進的なドイツの病院の取組を考察している。そして、病院の取組を支援するドイツのデータ保護・情報自由監察官へのインタビュー調査から、病院の相談対応機関としてのデータ保護・情報自由監察官の組織を明らかにしている。それを踏まえ、わが国の個人情報保護委員会との相違を明らかにし、病院の患者情報の取扱いについての相談対応も行う個人情報保護委員会の課題を指摘している。

第二部第四章では、わが国の参考となるドイツの病院の個人情報や患者情報の保護に関する法制度の構成と内容について論じる。ドイツでは、州法において病院の取扱う患者情報に特化した法律を制定していることから、バーデン・ヴュルテンベルク州の病院法、ブレーメン州の病院データ保護法を取り上げ、わが国の個人情報保護法の規定とどのような違いがあるのかについて考察している。この考察を踏まえ、わが国の個人情報保護法の問題点や改善策について論じている。

終章では第一部から第二部までの全体を通して明らかになったことを整理している。わが国の法制度の問題点と改善点について指摘したうえで、わが国の病院が患者情報の管理のために体制整備を含めてどのような措置を講じることができるのかについて論じている。最後に本研究の限界についても言及している。

本研究で明らかになったのは、自治体病院にあつては、個人情報保護に関して、人員配置の体制整備が不十分であり、改善する必要があるということである。改善策として、医事課の中に患者情報の取扱いを掌理する職員を設置することが望ましい。また、患者情報の管理に関わる個人情報保護法が、病院の特性に合致しておらず、法改正を含めた検討が必要である。個人情報保護委員会は病院の患者情報の管理を監督し、相談対応を行う機関である。しかし、同委員会は、体制整備の状況が不透明で、説明責任の観点から組織の改善が必要である。個人情報保護委員会は、ドイツのデータ保護・情報自由監察官と比べて、相談対応、人員配置、透明性、アクセスの容易さの点で劣るため、改善していく必要があるということが明らかになった。

本研究では、次の三つの結論に達した。第一の結論は、患者情報や個人情報の保護に係る法制度の改善が必要であるということである。国の患者情報の管理に関わる法制度はドイツの法制度や病院の実務に比して遅れをとっており、見直しが必要である。第二の結論は、個人情報保護委員会の組織の改善が必要であるということである。現在の個人情報保護委員会は、個人情報保護法においてその権限が強化され、個人情報保護に関する監督権限を一手に引き受ける。その権限を有効なものとするならば、国民や病院が容易にアクセスすることができるような組織づくりが必要であり、組織を透明化しなければならない。第三の結論は、病院の体制整備の改善が必要であるということである。医事課の中に病院の全体の業務を俯瞰しながら、「患者情報の管理を掌理する職員」の設置が必要であると考えられる。中小病院にあつては、この人員配置が難しい場合がある。このような場合にも、適宜対応する職員が患者情報の取扱いにつき疑義を生じたとき、当該場面で支援し疑義の解消にあたるのが個人情報保護委員会である。

本研究の残された課題は個人情報保護委員会を改善していくために必要な予算面からの考察である。本研究では、ドイツのデータ保護・情報自由監察官の予算と、個人情報保護委員会の予算を示したにすぎない。ドイツの州のデータ保護・情報自由監察官は、財政上、国から独立し、州の予算によって運営されている。しかし、今後ドイツに倣って個人情報保護委員会の専門性を有する職員の増員や、組織の構成を変更したりする場合には、個人情報保護委員会の予算面での検討も必要になると考える。